

## 『筑波大学教育学系論集』編集規程

### 1. 発行

『筑波大学教育学系論集』は、筑波大学人間系教育学域教員等、およびその指導を受けている人間総合科学学術院人間総合科学研究群（博士後期課程）教育学学位プログラム・人間総合科学研究科教育基礎学専攻、学校教育学専攻、ヒューマン・ケア科学専攻共生教育学分野院生の研究発表のため、年2回（3月、10月）発行する。

### 2. 投稿

- (1) 投稿資格は、以下のいずれかに該当する者とする。
  - (a) 人間系教育学域教員等
  - (b) 人間総合科学学術院人間総合科学研究群（博士後期課程）教育学学位プログラム・人間総合科学研究科教育基礎学専攻、学校教育学専攻、ヒューマン・ケア科学専攻共生教育学分野院生
  - (c) 上掲(b)の博士課程を修了または単位取得退学した研究生
  - (d) 筑波大学博士特別研究員
  - (e) その他編集委員会が特に認める者
- (2) 投稿原稿には、「研究論文」と「研究ノート」の2種類があり、いずれの場合も、単独執筆の場合は20,000字以内、共同執筆の場合は40,000字以内を原則とする。

ただし、外国語による原稿は、編集委員会が別途指定する投稿要領に従うものとする。
- (3) 掲載された「研究論文」または「研究ノート」は、原則として、筑波大学電子図書館に登録するものとする。
- (4) 3月刊行の投稿論文の申し込み期限は9月末日とし、原稿提出期限は10月末日厳守とする。

10月刊行の投稿論文の申し込み期限は4月末日とし、原稿提出期限は5月末日厳守とする。
- (5) 原稿は、英文の題目及び要旨（300語以内の英文とその和訳）を付して、3部を提出するものとする。
- (6) 投稿にあっては別に定める「執筆要領」に従うものとする。

### 3. 編集委員会

- (1) 編集委員会は、教育学域代表が教育学域教員連絡会に提案し、承認を得て編成される。
- (2) 編集委員会は、教育学域教員から選出された5名の委員をもって構成するものとする。編集委員会の委員長は教育学域代表が指名する。
- (3) 投稿論文の査読は、教育学域等教員があたる。
- (4) 編集委員会は、投稿論文等の掲載の可否等について審査・決定する。

### 4. その他

- (1) 編集委員会は、『筑波大学教育学系論集』の編集等について、この規程に定めることのほか、編集に必要な編集内規等を作成し、教育学域連絡調整会の承認を得るものとする。
- (2) この規程の改正については、編集委員会が改正案を作成し、教育学域教員連絡会の承認を得なければならない。
- (3) この規程は、平成4年7月1日から施行する。平成7年4月1日改正。平成9年4月1日改正。平成11年5月12日改正。平成13年6月13日改正。平成15年6月11日改正。平成19年11月14日改正。平成20年7月9日改正。平成22年4月14日改正。平成23年12月6日改正。平成26年7月9日改正。令和元年8月30日改訂。令和2年7月8日改正。